

【重要】シルバー人材センターの契約関係の見直しについて(お願い)

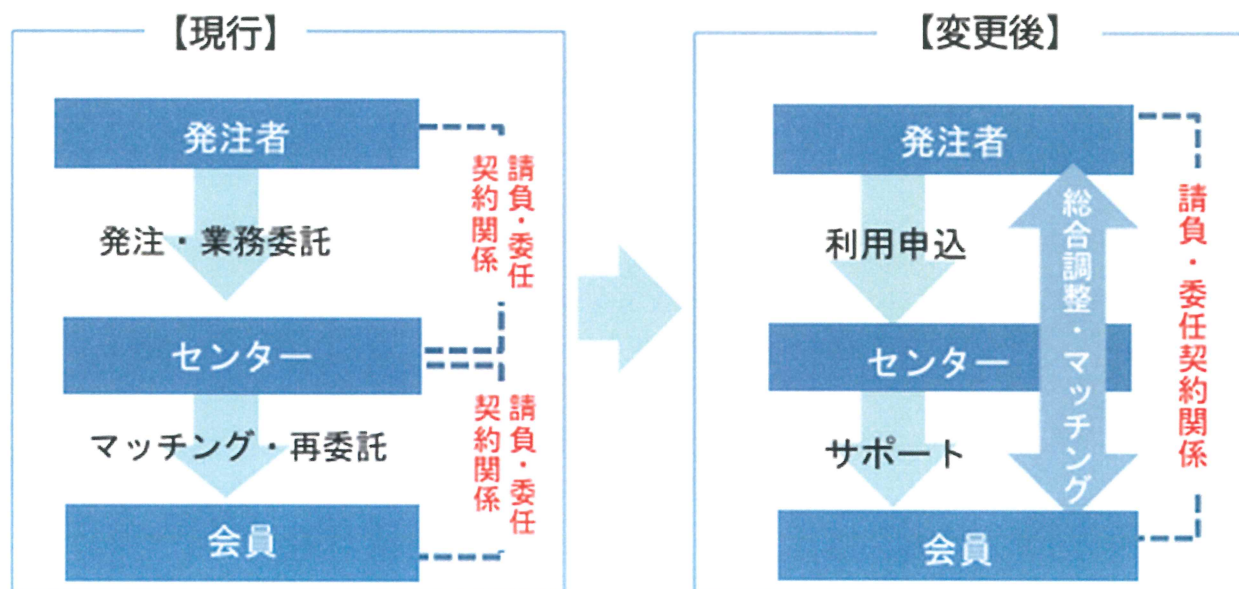
日頃よりシルバー人材センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年11月のフリーランス法の施行に伴い、フリーランスに該当するシルバー人材センターの会員に対する契約関係の見直しを令和7年4月から実施いたします。

シルバー人材センターがお客様と契約し、会員に再請負・再委任する現在の契約方法から、今後はシルバー人材センターを通して発注者と会員が直接請負契約を結ぶ関係となります。

シルバー人材センターを利用されるお客様におかれましては、契約方法の変更についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 見直しのイメージ



2. 見直しの背景

現行の契約方式では、シルバー人材センターはお客様から仕事の依頼を受け、会員に再委託する形をとっており、お客様と会員の間に直接関係が生じる構造になっていません。

そのため、フリーランスである会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。厚生労働省からもできる限り速やかに契約方法を見直すよう、方針が示されています。

3. 新しい契約関係

新たな方法では、お客様は「**センター利用規約**」と「**会員業務就業規約**」に同意の上、センターと「利用契約」を結びます。センターは利用契約をもとに「**会員業務仕様書**」を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、お客様と会員との間に請負・委任契約関係が生じます。これにより、お客様・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

4. 現行との変更点

現行では、お客様はセンターに対し、業務一式を業務委託契約しておりましたが、変更後は次の①と②の内訳で発注することになります。

- ① センターに対するマッチングや調整等の業務委託(センター利用契約)
 - ② 会員業務委託契約(依頼する仕事)

なお、契約方法の見直し後においても、センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、これまで通り安心してセンターをご利用くださいますようお願いいたします。

《仕事のご依頼から業務終了までの流れ》

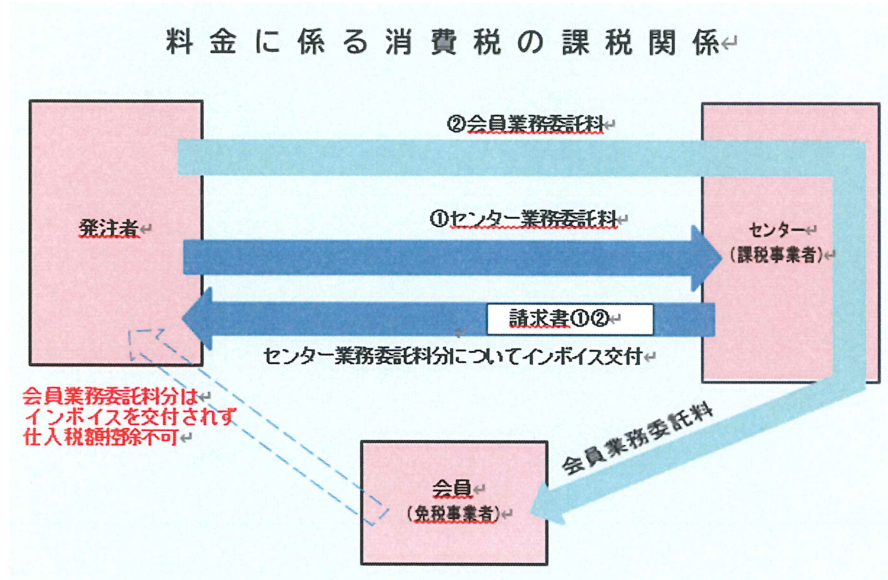
発注の準備	現行と変更ありません。 まずはセンターにご連絡ください。センターは仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
【新】 センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うことになります。
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますのでお客様の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「 会員業務仕様書 」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料と2種類に区分された請求となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書の発行	センター分の業務委託料(事務費等)に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料(作業料等)に係る適格請求書は発行できません。※次ページ参照

5.料金の一部に係る消費税の課税関係

シルバー人材センターが発注者から頂く料金は①センター業務委託料(事務費等)と、②会員業務委託料(配分金・材料費等)の2つで構成されています。このうち②会員業務委託料については、新たな契約方式ではセンターを経由しますが、お客様が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは①センター業務委託料の分については、消費税に係る適格請求書(インボイス)を交付しますが、②会員業務委託料の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が②会員業務委託料に係る適格請求書(インボイス)を交付する立場となりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、インボイスを発行することができません。

契約方法の見直しにあたり、お客様にはご負担をおかけし、当センターとしても大変心苦しくはありますが、国の方針に則った法令順守及び税法上の事項となりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。



※ お客様が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ① 個人や家庭など事業者ではない者:消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
- ② 簡易課税制度を選択している事業者:消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③ 官公庁などの一般会計による事業:みなし仕入れ税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

《請求書のイメージ》

請 求 書				
御請求額		¥32,100		
請求内訳	① センター業務委託料 適格請求書分 公益社団法人 東久留米市シルバー人材センター 登録番号 T6012705001621	請求額		内消費税額
		¥2,100	10%対象 8%対象	¥2,100 ¥0
	② 会員業務委託料 非適格請求書分	¥30,000		